

## 会議記録（要旨）

会議の名称	第 12 回 広陵町自治基本条例推進会議
開催日時	令和 7 年 9 月 2 日（火）13：30～15：40
開催場所	広陵町役場 3 階大会議室
出席委員の氏名 及び人数	委員：13 名 オブザーバー：3 名
欠席委員の 氏名及び人数	5 名
出席職員の職・氏 名	地域振興部長 <事務局> 地域振興部 協働のまちづくり推進課 2 名 産業総合支援課 1 名 <運営支援> 特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 2 名
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	-
傍聴人の人数	4 名
次第	1 開会 2 会長あいさつ 3 概要説明 4 議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治基本条例（～6 章）までの検証（2 回目）</li> <li>・自治基本条例（7 章～11 章）の検証（1 回目）</li> </ul> 5 その他（今年度の部会、今後のスケジュール） 6 閉会
会議の記録（要旨）	
議事／発言者等	発言内容等
1 開会	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ただいまから、第 12 回広陵町自治基本条例推進会議を開会します。 (全体進行説明、委員の出席状況の報告)</li> <li>○当会議は公開で傍聴可能とさせていただいております（4 名傍聴）。</li> <li>○資料の確認（事前送付資料と本日配布資料）           <ul style="list-style-type: none"> <li>次第/資料 1：条例・解説書・計画等体系図/資料 2：自治基本条例の見直しについて/資料 3：意見集約ワークシート（事前送付版、修正版）/資料 4：条例見直し後の逐条解説書（例）/資料 5：広陵町パブリックコメント手続き実施要項 規定検討資料/資料 6：今後のスケジュール（案）/委員名簿（部会案）/会議記録（第 11 回推進会議）</li> </ul> </li> </ul>

	○インターンシップ（職業体験）学生の紹介
2 会長あいさつ	
会長	○条例の見直し検討等、審議よろしくお願ひいたします。
3 概要説明	
部長	○「資料1」に基づき、現在進めている条例の検証作業の位置づけについて、これまでの取組み・推進会議での検討を振り返りながら説明。
4 議事	
会長	○本日の議事事項・第1部、条例6章までの検討状況について、事務局から説明してください。
事務局	○資料2、3に基づき「条例の見直し検討状況」について説明
会長	○これまで取り組んできた条例前文から第6章までの検証に関して、よろしいでしょうか。
委員	○前回、条例前文にある「住民自治・団体自治」の記載が唐突でわかりにくくないと指摘した。前文自体の改正か解説書の趣旨説明文の改正が必要ではないか。
事務局	○前文の改正ではなく、解説書3ページにある「住民自治・団体自治」の説明を、9ページの前文解釈の該当箇所に追加するなどで対応してまいります。いかがでしょうか。
委員	○4ページの条例制定の背景をふまえて、9ページの記述を検討する必要があるのでは。
会長	○ご指摘の趣旨内容をふまえて、事務局で解説書の記載を検討してください。それを再度、皆さんにお示しします。
副会長	○第5章に関して、修正対応案に【参照】として、推進計画とまち協ハンドブックに加え、第4章までに記載している「住民参画のハンドブック」についても追記していただけないでしょうか。
会長	○よろしくお願いします。他にご意見もないで、第6章まではこれで進めていくこととします。本日ご指摘があった点については、事務局で検討し次回お示しします。
	○それでは、本日の議事事項・第2部、条例7章以降の検討状況について、事務局から説明してください。
事務局	○資料3に基づき「条例の見直し検討状況」について説明

会長	<p>○資料 3・12 ページ「第 7 章」について、ご質問・ご意見ありますか（なし）。それでは、条文の改訂はなしということで進めてまいりましょう。</p> <p>○同 13 ページ「第 8 章」について、いかがでしょうか。この章では、行政にとって大事なことを定めています。総合計画は自治事務となりましたので、この条例で位置付けている。政策法務では、新たにつくられる条例等はこの条例の内容を遵守しているかが問われます。</p>
副会長	○解説書 43 ページ・図 7 は、最新のデータに更新を。
事務局	○了解いたしました。
委員	○第 27 条にある「中長期的な財政見通しの作成と公表」は行われているのか。
事務局	○中期財政計画を策定し、公表しております。
会長	○第 29 条にある公益通報について、どのように対応していますか。
事務局	○現在特別の体制・仕組みはありませんが、担当課をはじめその必要性については認識いたしております。
会長	○現在の対応窓口・事務局はどこですか。
事務局	○総務人事が担当ですが、庁内周知に努めております。
会長	○通報者の保護も含めて大事なことですので、体制の整備検討をお願いします。
委員	○条文は「必要な措置を講じるよう努めなければならない」となっていますが、「講じる」とできないのか。
会長	<p>○上位法との関係で、努力規定となっています。条文はこのままでいいと思います。</p> <p>○第 30 条の説明責任と応答責任については、その内容と違いについて、きちんと職員研修をしてください。</p> <p>○それでは、条文の改訂はなしということで進めてまいりましょう。</p> <p>○同 14 ページ「第 8 章、第 9 章」について、いかがでしょうか。</p>
事務局	○31 条のパブリックコメントについて、資料 5 の通り、現在要綱規定

	について、提案いただいた原案をもとに策定中です。
委員	○実施要綱最後の補則で、原案にあった適用区分の経過措置がなくなったのは何故か。
事務局	○要綱を施行した時点から適用するためです。
委員	○準備検討段階のものは適用されないということですか。
事務局	○条例で策定および改廃をする際には案を公表してパブリックコメントをやるとしておりまますので、要綱から省いているものと考えております。
委員	○第2条の定義のところで、原案にあった計画等の策定がカットされた理由は。
事務局	○計画等を除外するということではなく、文言を整理し第5条に規定いたしております。
会長	○この条文は、あくまで執行機関である行政に義務付けたものということで、議会がたとえば議員立法を上程しようという際には、本条例のパブリックコメントは適用されません。議会基本条例等で位置付ける必要があります。
委員	○議会の方でも、パブリックコメントの実施を明確化してほしいですね。
会長	○それでは、条文の改訂はなしということで進めてまいりましょう。 ○同15ページ「第10章、第11章」について、いかがでしょうか。 ○広域連携に関して、この条文の適用事例はありますか。
事務局	○解説書52ページに記載の通り、運用事例がございます。
会長	○広域連携は、ゴミ処理等の近隣自治体との連携とは違う。遠方の自治体との連携は災害支援対応などに必要ですね。
事務局	○解説書に挙げている適用事例は、ふるさと納税で連携しているものです。 ○住民投票に関して、解説書51ページに記載している高浜市の住民投票条例ですが、改正されておりまして、改正後のものに更新して掲載するのか、それとも解説書からカットするか、いかがいたしますか。

会長	<p>○あえて入れる必要はないので、カットしましょう。</p> <p>○それでは、条文の改訂はなしということで進めてまいりましょう。</p> <p>○これでワークシートの点検・確認は終わりましたので、最後にその他自由意見ということで、一言ずつお願ひします。</p>
委員	<p>○はじめはわからないことも多かったですが、回を重ねるごとに少しずつ理解が深まってきました。これからもできることに取り組んでいきたいと思います。</p>
委員	<p>○条例は、自分たちが取り組んでいる地域活動が、住民自治という観点からどうなのか考えることができるもの。これからも取り組んでいきたい。</p>
委員	<p>○全条文を読み込み点検してきたが、いい勉強の機会となった。</p>
委員	<p>○公益通報のところで窓口がよくわからなかった。担当部局・問い合わせ先を明記すべき。</p>
委員	<p>○地域の活動でも、こうした条例や計画においても、PDCAサイクルが大事ということを改めて認識できた。</p>
委員	<p>○難しい内容もあり、こどもたちにどう伝え、学習させるかを考えると、まずは私たち大人が理解することが大切だと思いました。</p>
委員	<p>○ワークシートや解説書を読み込み、また皆さんのご意見を聞くことで気づきがあり、理解が深まった。</p>
委員	<p>○条例でも法律でも難しく表現されているが、よく読むと当然のこと・普通のことが書かれていると思う。</p>
委員	<p>○条例を読むだけではわかりにくいところもあるが、解説書・その他資料があることで、わかりやすくなった。</p>
委員	<p>○第12条7項に「自由に意見交換できる場や機や機会をつくる」とあるが、解説書26ページの解釈では住民懇談会などが挙げられており、すこし乖離しているのではないか。今後、どのように交流や連携の機会を広げていくのか、考える必要がある。</p>
委員	<p>○難しい内容もあるので、誰にでもわかるように住民に説明していく必要がある。</p> <p>○広域連携について、ふるさと納税との関係がよくわからない。災害</p>

	時の連携等はあるのか。
事務局	○災害時の連携協定は別にあります。この条例で言う連携は住民の友好交流を深める取り組みを中心に記載しているため、ふるさと納税などをとおして行っているものをあげております。
副会長	○理解を深めるために様々な資料や説明書がつくられてきたが、それでも難しいところはある。SDGsに関して身の回りにどんなものがあるかを調べる子どもの夏休み自由研究があり、親子ともどもいろんな発見や気づきがあった。来年度以降、たとえば生活の中で条例がどう関わっているのか探してみると、というような取組みができれば、活動につながっていく流れがつくれるのではないか。
会長	○みなさんのご意見をお聞きしていますと、やはり条例は難しいという感じですが、国と自治体との関係についての教育がなされていないことに要因があります。国と自治体とは対等であることや自治体の仕組み、地方分権の意義が教えられていない。解説書は、中学生が読んでわかる内容のものに。「地方自治は民主主義の学校」と言われますが、基礎自治体が原点であることを再認識して取り組みましょう。 ○以上で、本日の審議を終了します。その他事務局からお願ひします。

## 6 その他：今年度の部会について、今後のスケジュールについて

事務局	○資料「2, 4、5、6」および委員名簿（部会案）に基づき説明。 ○部会構成案を示しておりますが、またご意向をお聞かせください。
委員	○「施策実施状況報告書の検証」に際し、報告書を事前に見ておきたいのでもっと早く提示できないか。
事務局	○現在検討いただいている条例の点検・見直しがまとまった後でと考えております。
委員	○パンフレットなども見直していくことになるが、今年度中から着手できるのではないか。
事務局	○当会議に諮りながら進めますので、条例の点検・見直しが完了してからということで、来年度といたしております。
委員	○連動・並行して今年度から取り組めるのではないか。
事務局	○解説書に挙げる事例などとも関係しますので、まずは点検・見直し

	が完了してから、皆様にその内容を反映したものをお諮りながら取組んでいくという作業日程から、来年度になろうかと思います。
会長	○よろしいでしょうか。では、これで本日の会議を終了します。ご苦労様でした。

以上